

毎月第3金曜日に、無料相談会を開催しています！！
予約制になっておりますので、事前にお電話にて
ご予約下さい♪ ☎03-5429-1096

相続法務グループ

~あなたと大事な人のための~
無料相談会

毎月第3金曜日(予約制)
①9:30~ ②11:00~ ③14:30~ ④16:00~
※上記以外の日程については、ご相談下さい

代表 門脇紀彦
司法書士 宅地建物取引士
相続のご相談を中心に
高齢者の後見人や生前対策、
老後のお住まいの相談も承ってきました。
不安を解消するお手伝いをさせていただきます。

お困りごとありませんか？

- 遺言書作成
- おひとりさま相談
- 相続の手続き
- 不動産登記
- 成年後見人
- 民事信託
- 老人ホーム探し

司法書士法人相続法務
東京都世田谷区祖師谷3-4-7 伊地智ビル1F
☎03-5429-1096

最近のご相談内容 ベスト4

こんなご相談が増えています♪

1位 おひとりさま相談

近年増えてきております。
自分が認知症になったら、相続が起きたら、その後のことまで「今のうちに決めておく」方が増えています。

2位 遺言書作成

子どものいないご夫婦や、離婚した相手との間にお子さんがいらっしゃる方、相続人同士仲良くない方や、家族に想いを残したい方など。

3位 成年後見人

認知症対策。しっかりされているうちに、信頼できる人を指定して決める「任意後見人契約」など。

4位 民事信託

不動産を所有されている方の認知症対策にも。受託者が、売却や管理も可能。

【定期購読について】

「のりのり通信」の定期購読をご希望の方は、右のQRコードを読み取り送信ください♪



souzokuhoumu GRP
のりのり通信



vol.01/2025

ごあいさつ

世田谷区祖師谷に司法書士事務所を構え、
おかげ様でもうすぐ18年を迎えます。
私が司法書士を目指したのは、自分が法律を知らない事で実の祖母を助けてあげられなかった事がきっかけです。
法律を知っている事で泣き寝入りせずすむ事があります。法律を味方につけて、一人でも多くの人が「安心して」過ごせる世の中にしたいと考えます。
法律相談=人生相談と感じております。
お客様とは、仕事としてだけでなく、人と人としてお付き合いできるような関係を築いていけるように心掛け、業務に取り組んで参ります。 門脇紀彦



人生100年時代
笑顔で生き抜くための
必要な情報をお届けします

最近気になること



先日衝撃的なニュースがありました。
全国の自治体で引取り手のないご遺体が、2023年度の1年間で約4万2,000人いらっしゃるということ。亡くなられた後に、誰からも見送られない、引き取りもされないということ、とても悲しいことです。
また、先日とある警察署の刑事さんと話した時に聞きましたが、その警察署管内では毎日、孤独死の事件があるそうです。その数、年間500件！
今、夫婦別姓の議論がありますが、僕はもしこの議論が進んで行った場合、もっと孤独死を迎える方が増えると思います。



孤独死が増えている要因として、家族の意識が薄れていること、そして核家族化があると思います。核家族化は、子育てをする女性の孤立化も招いています。さらに夫婦別姓が進めば、家族の一体感が失われてしまう流れにならないのか、一抹の不安を感じるのは私だけでしょうか。個人の自由や尊厳を尊重しながらも、家族の一体感、家族がそれぞれを支える仕組みや制度が構築されることを願ってやみません。

私たちの事務所では、携わっている方にはなるべく孤独で死を迎えるということが起こらないように、最善を尽くしています。しかし、限界があります。本当は家族で見守れることが一番良いのですが、時代の流れがさらに孤立化していく社会を生んでしまっている気がします。今回の成年後見制度も、まさに個人と家族の権利のバランスが崩れていて、個人寄りになっています。それがこの制度の批判につながっている要因に思えます。

「のりのり通信」を再開しました！3年半前に発行して以来、しばらくお休みをしていましたが、皆様のご要望にお応えして、今回復活！今後定期的に発行していきます！

世田谷グルメ ふわっととろけるひんやり体験

祖師ヶ谷大蔵駅から南側の商店街へ、スーパーオオセキの少し手前に小さなカフェがあります。こちらが自家製のかき氷が美味しいと噂の「アトリエそら豆」。お店一番人気は「苺みるく990円」。ソースは店主の手作りでフレッシュな苺がたっぷり。氷の中にも苺たちが隠れています。他にもメニューがたくさんあり、珍しいものでは、焼き芋やショウガ、わらび餅を使ったものなど。全氷を制覇したくなります。店主の高尾さんは、人との繋がりをとても大切に



されていて、定期的に「こども食堂」や様々なイベントを開催しています。そんなあたたかい空間で、ひんやりかき氷は、いかがでしょうか。

アトリエそら豆

- 世田谷区砧6丁目29-5
- 03-6411-0054
- 11:30~21:00
- 休 木曜日、第2・4水曜

編集後記

3年半ぶりの「のりのり通信」再開とあって、張り切って作成いたしました♪
皆さんが面白いと思う内容、今後の参考になるテーマをどんどん掲載したいと思います。
新コーナーの「教えて！のりのり先生！！」のQ&Aが、皆さんの生きるヒントになれば嬉しいです！
「こんなことも知りたい」や、「こんなことが心配」などご意見、ご質問、記事についてのご感想などあれば、ぜひお寄せください。
美味しいグルメ情報などございましたら、情報お待ちしております。次回もお楽しみに！

【制作・編集担当 井本】

『のりのり通信を読んだよ！』というお客様にはエンディングノートを無料で進呈いたします！
事前に必ずお電話下さい



このコーナーは、世田谷区祖師谷大蔵で1,500件以上の相続のお手伝いをしてきた、「司法書士法人相続法務」の司法書士・門脇紀彦が、わかりにくい相続にまつわるご相談をわかりやすく、Q&A会話方式でご説明しながらお答えするコーナーです。皆様からのご質問や感想もお待ちしております。



のりのり先生



のりのり先生



のりのり先生



のりのり先生



のりのり先生



のりのり先生

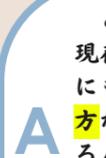
成年後見制度について ~基本編~



どう子

Q

—のりのり先生、教えて下さい!
とある銀行で「成年後見制度」を使うよう言われています。
こちらを利用しようと思っているのですが、どんなものなのでしょう?



どう子

A

どう子さん、ご質問、ありがとうございます♪
現在、「成年後見制度」の利用件数は、年々増えてますね。当初は1万件ぐらいだったのにもう4万件を超えています。いろんな要因はあるんですけども、高齢者で**認知症の方**が利用する、それ以外にも**精神的に病を抱えていらっしゃる方**も利用されています。いろんな法律行為とか意思表示とか、そういったことができない人を保護する制度としてこの成年後見制度というものがあります。この「成年後見制度」は家庭裁判所が管轄をしております、本人の代わりになる人、つまり成年後見人を選んで、その人がいろんな契約行為ですとか、意思表示をすることになるんですね。



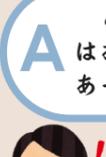
のりのり先生



どう子

Q

—「成年後見制度」というと、勝手な思い込みで高齢者というイメージがあったんですけど、



どう子

A

どうさんの仰るとおり、後見人イコール高齢者で認知症の方を守る制度っていうことはあるんですけども、**精神的な病を抱えていらっしゃる方**、**ご病気の方**を守る制度でもあったりするんです。実際に、私もそういう方を支援しています。



のりのり先生



どう子

Q

—守るというのは、**本人ができない行為を代理して守る**、ということですか?



どう子

A

そうですね。いろんな財産管理とか契約行為ができなくなってしまうと**本人に不利**になってしまいますので、そういった方を保護します。本人はもう代理人を選べなくなっていますので、**誰が選ぶかっていうと、家庭裁判所が選んであげる**、という仕組みになっています。



のりのり先生



どう子

Q

—ご本人ではなく家庭裁判所が「あなたにお願いします」と言うんですか?

A

そうです。ただ、後見人の申し立てをするときに、例えばお子さんが「私が後見人になりますよ」と候補者として申し立てをすれば、大体選ばれることが以前は多かったですが、今は減っています。**親族が後見人になるケースは2割弱ぐらい**。親族の後見人が減った理由については、後半でご説明します。



どう子

Q

—認知症になったからといって必ず後見人を選ばなければいけないわけではないですよね?

A

今回のように銀行で必要に迫られて後見人を選ぶっていうふうなことになると思うんですね。銀行も最近は本人確認がうるさいので**ご本人を連れていかないと高額の預金とかはおろせません**。銀行で「**後見人を選ばないと、預金は下せません**」っていうケースが一番多いです。あとよくあるのが、**不動産を売却するとき**ですね。不動産売却するときもやはり「**売買契約**」が必要ですし、本人確認のためにサインしてもらうことが必要になります。



どう子

Q

—その場合、後見人に選ばれた方は、ご本人の代わりにサインをするんですか?

A

契約を本人の代わりにします。なので契約書にもサインします。通帳も本人の口座も全部後見人の名前に変えることになるので、例えばAさんに後見人が必要になってしまった僕が後見人になったとすると、元々はAさんが登録した印鑑でお金を下ろしてたと思うんですけども、もう印鑑廃止されて、今度から後見人の印鑑でお金を下ろすことになります。



どう子

Q

—門脇先生がそうとは言いませんが、後見人がいろいろできちゃうと悪いことしちゃうじゃないですか?

A

それが今問題にはなってるんですね。親族の方が後見人になるとですね、やっぱり親族なので、ついつい使っちゃったりとか。でもそれは、いわゆる横領になってしまう。



どう子

Q

—横領になっちゃうんですか?

A

はい。後見人になった瞬間に、後見人としての責任義務が発生します。ちょっとでも自分のために使ってしまったら即横領になってしまうんです。普通は同居していて、親の財布から5,000円盗んじゃった1万円盗んじゃったっていうのは、窃盗罪に問われないんですよ。なぜかっていうと「**法は家庭に入らず**」っていう原則があるので。だけど、後見人になった瞬間、**1万円抜いちゃうともうそれだけで即横領の罪に問われてしまう**ということになるのです。**親族の後見人が横領したという件数が増えてきている**。そういった流れもあるので、家庭裁判所が法律の専門職(弁護士・司法書士など)を選任するような形になっています。

つづきは、次回お話をしようと思います♪

